

アルゼンチン政治情勢（２００８年１月）

２００８年２月作成
在アルゼンチン大使館

Ⅰ．概要

（１）マクリ・ブエノスアイレス市長が、市政改革の一環として、人事改革や同市政府職員の医療保険基金の改革に着手し始めたことに端を発し、ブエノスアイレス市政府と同市公務員労組の間で対立が深まった。

（２）フェルナンデス・デ・キルチネル大統領が、亜を訪問したモラレス・ボリビア大統領と会談を行った他、タイアナ外相が、「文明間での同盟フォーラム」に出席等するためにスペインを訪問し、また、南米諸国連合外相会合に出席するためにコロンビアを訪問した。

（３）アントニーニ事件を巡り、亜米関係が陰悪化している中、フェルナンデス大統領とウェイン駐亜米大使が会談を行う等、両国の関係改善に向けた動きが見られた。

（４）国際環境NGOが、昨年１１月に操業を開始したウルグアイのBotnia社紙パルプ工場の環境影響調査を行い、同工場の操業開始前後では、大気中の有害物質の濃度にほとんど変化はない旨の報告書を発表した。

ⅠⅠ．内政

１．ブエノスアイレス市政府と同市公務員労組の対立を巡る問題

（１）マクリ・ブエノスアイレス市長による改革の実施

（イ）昨年１２月９日に就任したマクリ・ブエノスアイレス市長は、市政改革の一環として、昨年末、昨年１２月３１日が契約期限となっており、同市長が余剰人員と見なしていた同市政府職員約２４００人の契約を更新しないこと、及び今後約２万人の職員の契約も見直すことを決定した。

（ロ）２日、マクリ市長は、同市政府職員の医療保険基金（Obsba）（注：ブエノスアイレス市政府及び労組による共同運営となっているが、実際は労組により運営されており、運営実績や医療保険サービスの質の悪さ、汚職等が問題視されている）を国家医療保険システムに編入すること、Obsbaの財政及びサービスの質を向上させること等を目的に、ブエノスアイレス市政府がObsbaを監督するための緊急政令に署名した（注：Obsbaは、国家医療保険システムから独立しているため、Obsbaに加入しているブエノスアイレス市政府職員は、同市においてのみしか医療保険サービスを受けられない等の制約があるが、Obsbaが国家医療保険システムに編入されれば、同市以外でも医療保険サービスを楽しむ等Obsba加入者の選択肢が広がる）。

（２）４日、こうしたマクリ市長の決定に反対したブエノスアイレス市公務員労組（Sutecba。同市公務員の最大労組。労働総同盟（CGT）傘下）及び政府公務員労組（ATE。全国レベルの公務員労組であるが、ブエノスアイレス市においては少数派。亜労働者組合（CTA）傘下）の組合員は、ストを決行するとともに、ブエノスアイレス市長舎前及び五月広場において、大規模な抗議活動を行った。同抗議活動の中で、モジャーノCGT書記

長は、「ブエノスアイレス市政府が行おうとしている労働者に対するジェノサイドを受け入れることはできない」等述べ、同市政府の決定を見直すよう強く求めた。

(3) 7～8日、マクリ市長及びSutecba代表は、同問題を話し合うために会談を行い、7日、Sutecbaは、72時間のストを中止することを受け入れ、8日、両者は、本年3月以降に同市政府の契約及び正職員全員（約12万人）に対し、市民にとって有益な仕事を行っているか等の調査を行うこと、職員研修制度や職員配置転換制度を確立すること等で合意した。なお、昨年12月31日に期限が切れた同市政府職員約2400人の契約の見直しは行われなかった。

一方で、9日、ATEは、同市政府職員約2400人の契約が更新されなかったこと等に反対し、スト及び抗議活動を行った。

(4) 医療保険基金（Obsba）を巡る問題

(イ) 10日、ブエノスアイレス市議会において、同市政府により提出されていた同市政府がObsbaを監督するための法案（緊急政令は議会での承認を必要とし、発出後10日以内に議会に法案を提出する必要がある）が可決・成立し、翌11日、同法令2637に基づき、マクリ市長は、同市政府が6ヶ月間Obsbaを監督し、レイ氏を同市政府臨時代表に任命する旨の政令に署名した。これを受けて、14日、レイ氏は、同市政府臨時代表に就任した。

(ロ) 他方、Sutecbaからの提訴に応じ、10日、同市のリベラトリ行政・税務訴訟担当判事は、マクリ市長が2日に署名した緊急政令について、Obsbaが緊急事態にあるとは言えず、緊急政令という特別措置を利用することは妥当ではない旨の判決を下した。

また、Sutecbaが法令2637の違憲性について提訴したのに対して、14日、リベラトリ判事は、Obsbaは執行部を有し、市政府臨時代表がObsba全体を監督するには及ばないとして、執行部の機能を停止するとの政令第2条を無効とし、Obsbaの執行部の機能が有効であること、また、市政府臨時代表は、Obsbaの改革を推進する権限のみ有するとの判決を下した。

(ハ) 上記判決を受けて、15日、ブエノスアイレス市政府は、規制撤廃等の一部の権限だけではなく、Obsba全体を監督することを求め、控訴裁判所に控訴した。

(5) 契約を更新されなかった市政府職員を巡る問題

(イ) 16日、ATEからの提訴に応じ、リベラトリ判事は、ブエノスアイレス市政府に対して、昨年12月31日が契約期限で契約が更新されなかった同市政府職員約2400人を再雇用し、彼等を、本年3月以降に同市政府の契約及び正職員全員に対して行われる、市民にとって有益な仕事を行っているか等の調査の対象に含めるよう命じた。

(ロ) これに対し、16日、マクリ市長は記者会見を開き、「（リベラトリ）判事によって出された3つの判決は、判事の機能を超え、改革を実行するために市民により投票された我々に代わり、政府の決定を行おうとしている」旨述べ、リベラトリ判事の判決を批判し、17日、同判決を不服として控訴裁判所に控訴した。

2. フェルナンデス大統領と労働総同盟（CGT）幹部の会談

（１）２２日、フェルナンデス大統領は、大統領府において、モジャーノCGT書記長他２６名のCGT幹部と約１時間半に亘り会談を行った。

（２）同会談の中で、フェルナンデス大統領は、CGTに対して、今年度の賃上げ要求を合理的かつ控えめにするよう求め、他方、CGT側は、フェルナンデス大統領に対して、価格と賃金上昇の悪循環に陥れば、損をするのは労働者であることは判っているので、行き過ぎないようにする旨伝えた。

3. エセイサ国際空港におけるアルゼンチン航空職員のストによる混乱

（１）１０日、エセイサ国際空港において、アルゼンチン航空の地上職員の一部労組が、経営者側に対して、インフレを考慮に入れ、給料に１，２００ペソのボーナスを上乗せするよう要求するスト等を開始し、１０～１２日、同社の多数のフライトに遅延やキャンセルが生じた。

（２）１２日、これに怒った一部の乗客が同社のカウンターを破壊する等抗議活動を行ったため、同社は、安全上の理由から、全ての職員をカウンターから退去させ、全てのチェックイン・サービスを停止させた。その後、空港で足止めされた乗客の抗議が激化し、同社の空港オフィス、空港移民局、ターミナル搭乗口等の前でも抗議活動を行い、エセイサ空港は、混乱状態に陥った。

こうした混乱を收拾させるために、空港警察及びフェルナンデス司法・治安・人権大臣は、アルゼンチン航空に対し、サービスを再開するよう要請し、同社は、フライト・スケジュールの調整を行い、空港警察及び国境警備隊が監視する中、１３日明け方より、徐々に同社のサービスが正常化し始めた。

（３）１７日、フェルナンデス大統領及びフェルナンデス首相は、アルゼンチン航空のオーナーであるフェラン氏及びパスクアル氏と会談を行い、アルゼンチン航空と労組の問題の解決策を模索するために協議を行った。その後、両人は、トマダ労働相、デビード公共事業相及びハイメ運輸長官等と本件に関して協議を行った。

4. キルチネル夫妻の資産急増に対する野党からの告発

（１）１８日、ブルリッチ下院議員（市民連合）及びヒンスブルグ下院議員（共和国提案）は、キルチネル前政権が発足してから約４年間に、キルチネル夫妻の資産が、約１１百万ペソ増加（２００３年の６，８５１，８１０ペソから２００７年は１７，８２４，９４１ペソに増加。２００７年だけで、５，７８１，１９５ペソ増加）したことに対する説明を求める要請書を下院に提出した。

（２）２２日、市民連合の議員１０名は、司法・治安・人権省汚職対策室及び国家行政調査検察局に対し、２００３～０７年の間に資産が約１１百万ペソ増加したキルチネル夫妻の財源を調査するよう要請し、キルチネル夫妻を不正蓄財の容疑で告発した。

5. 亜駐在外交官による不正な車両売却疑惑

（１）２００４～０７年の間、亜に駐在する外交官の一部が、免税特権により免税され

た価格で車両を輸入し、その後、外交官の車両を亜国内で売却できる要件を満たさずに、亜国内において市場価格で同車両を売却し、不当に利益を得ているとの疑惑が浮上したことを受けて、昨年8月17日、タイアナ外相は、外務省儀典局特権・免除課の監査を行うよう命じた。

(2) 監査の結果、多数の明白な不正行為があったとの報告書が提出され、また、行政会計検査院(SIGEN)、司法・治安・人権省汚職対策室及び国家行政調査検察局等からの報告書を基づいて、21日、タイアナ外相は、亜に駐在する外交官の一部(40カ国以上の外交官が該当すると見られている)が、車両売却に際し、不当に利益を得ていた可能性があるとして、亜連邦裁に告訴することを決定した。また、タイアナ外相は、外務省の外交官車両に関するデータベースを更新し、国税局、税関局及び国家車両登録局のデータと照合するために、外交官車両に関する調査を行うことを命じた。

(3) これに対し、不正な車両売却に関与したと告発された多くの大使館から、亜外務省に対して、電話及び口上書にて、事実関係に誤りがある等の抗議が行われ、25日、タイアナ外相は、亜に駐在する外交団の特権を保障する旨のコミュニケを発表するとともに、亜政府及び亜外務省は、同不正行為に関与した亜職員を調査しているのであり、外交団を告発しようとしているわけではない旨説明した。

III. 外交

1. イギリス(マルビーナス諸島領有権問題)

1833年1月3日に英国がマルビーナス(フォークランド)諸島を占領してから175年目に当たる3日、亜政府は、マルビーナス諸島、南ジョージア諸島、南サンドイッチ諸島及びその周辺海域における亜の主権を改めて主張し、また、英国に対して、同問題の早期解決に向けて、二国間交渉の再開を両国に求める多数の国連決議及び米州機構(OAS)の宣言等を履行するよう求めた。

2. コロンビア(FARC人質問題)

(1) 10日、フェルナンデス大統領は、大統領府での行事に関する演説において、同日にFARCに拘束されていたコロンビア人人質2名が解放されたことを祝福するとともに、「キルチネル前大統領は、亜のできる貢献を行うためにコロンビアに赴いた。この人道的な行為に関与した全ての国が、今回の幸福な結末への国際的環境を作り出した。亜国民よ、我々のやったことは価値があった」旨述べ、昨年12月末のFARCの人質3名の解放に向けた人道オペレーションへのキルチネル前大統領の派遣を擁護した。

(2) また、フェルナンデス大統領は、チャベス大統領を「亜の友人である」と強調し、「(未だFARCに囚われている)イングリッド(ベタンクール元大統領候補)とその他の人質解放のために、亜が連帯し、差し伸べた手をもう一度差し出そう」旨訴えた。

3. 米州開発銀行(IDB)

10日、ルストー経済相は、訪亜中のゼリコウIDB副総裁と会談を行い、両者は、

2008年に、IDBが亜に約22億ドルの融資を供与することで概ね合意にした他、2008～2011年の4年間に亜に80億ドルの融資を行う計画についての交渉を開始した。また、同会談の中で、ゼリコウ副総裁は、亜経済の進捗、輸出額の記録更新、財政黒字の継続、対外債務対GDP比の減少等を賞賛した。

4. 米国

(1) シャノン米務省次官補(西半球担当)は、12日付米国ニューヨーク・タイム紙に掲載された記事の中で、アントニーニ事件を巡る米亜関係について触れ、(米国FBIが、2007年8月にベネズエラ人企業家(米国籍も保有)アントニーニが亜に持ち込んだ現金約80万ドルはフェルナンデス大統領の選挙資金に使用される予定であったとの証言を明らかにしたことに対する)亜側の反応は遺憾であり、ポジティブではないと評するとともに、(本事件の)捜査は何ら(米国の)外交政策上の意図を有するものではない旨述べた。

他方、22日、シャノン米務省次官補は、米国にとって、亜との関係は重要である、両国の共通かつ重要な利益を優先すべきである旨述べた。

(2) 亜・米両国の関係改善への期待

(イ) アントニーニ事件に関する米国FBIの発言を巡り、フェルナンデス大統領が対米批判を行ったこと等により、亜米関係は陰悪化しているが、15日、亜及び米国の政府筋は、両国が関係改善への期待を有していることを明らかにした。米国側では、ウェイン駐亜米国大使が、米国ワシントンDCに一時帰国し、亜との関係修復に向けた協議を政府部内で行い、一方で、亜側では、これ以上米国との関係を悪化させないために、シャノン米務省次官補の上記発言に対して対外的にコメントすることを控えるよう指示が出ている。

(ロ) 亜政府は、米国政府が、亜との関係改善の意思表示の一つとして、次期駐米亜大使として任命されたティメルマン現ニューヨーク総領事(米国籍も保有)に可能な限り早期にアグレマンを付与することを期待している(昨年12月にアグレマン付与を要請)。

(ハ) 他方、米国政府は、ウェイン米国大使が、これまで、大統領、閣僚、州知事、政府高官等へのアクセスを有していたが、アントニーニ事件に端を発する亜米関係の陰悪化によって、亜政府とのコンタクトは、亜外務省を通じたアクセスのみに制限されたことを不快に思っており、亜側からの対米関係改善の意志表示の一つとして、こうした制限が緩和されることを期待している。

(3) フェルナンデス大統領とウェイン米国大使の会談

(イ) 31日、フェルナンデス大統領は、大統領府において、ウェイン米国大使と約1時間半に亘って、今後の両国関係等について話し合った。なお、同会談の冒頭は、テタテで行われ、その後フェルナンデス首相及びタイアナ外相が同席した。

(ロ) 会談後、当地米国大使館は、同会談に関するコミュニケを発表した。同コミュニケの概要は以下のとおり。

(i) マイアミで行われている裁判は、(米国の)外交政策上の意図を有するものではない

く、米国の法律に違反し、米国領土内で、ベネズエラ政府のエージェントと見なされる者によって行われた行為に関するものである。

(ii) 2007年8月にブエノスアイレスに持ち込まれた現金の受渡先についての言及は、米国政府によってなされたものではないことを改めて強調したい。

(iii) 本で行われた会談において、両国関係が重要であるという点でフェルナンデス大統領と意見が一致し、亜米両国は、二国間の関係を強化するために更なる努力を行うことにコミットしている。また、両国は、近いうちに、両国の政府高官による相互訪問や多岐に亘るテーマを協議する二国間会談を通じて、こうした努力に貢献することに合意した。

(ハ) 同コミュニケ発表後、フェルナンデス首相が、大統領府において、記者会見を行った。フェルナンデス首相の発言概要は以下のとおり。

(i) 非常に良好かつ率直で、生産的な会談であった。我々は、再び（亜米関係が）正常化し始めたと感じており、ウェイン米国大使が述べているように、亜は、米国とより良い関係を有することを切望している。

(ii) ウェイン米国大使は、フェルナンデス大統領に対し、米国は、同大統領に敬意を有していること、米国政府は、亜政府に配慮していること、米国政府は、亜政府及び亜国と共に働く意志があることを伝えた。

(iii) ウェイン米国大使は、次期駐米亜大使として任命されたティメルマン現ニューヨーク総領事へのアグレマン付与は、通常の手続き通り進められている旨改めて我々に報告した（注：アグレマンは2月5日に付与された）。

(vi) ウェイン米国大使への亜政府とのアクセス制限に関して、実際はアクセス制限というようなものではなく、両国の関係が複雑化した時には、他のコミュニケーション手段を使用せず、外相との関係に集中することが最良であったと理解している。

5. スペイン

(1) 14日～17日、タイアナ外相は、マドリッドにおいて開催された文明間の同盟第1回フォーラムに参加するためスペインを訪問した。

(2) 16日、タイアナ外相は、モラティノス外相と会談を行い、両外相は、亜西関係が素晴らしい状態にあることを強調し、また、両国のパートナーシップ戦略協定の枠組みにおいて、フェルナンデス大統領が本年上半期に訪西すること、及びモラティノス外相も近々亜を訪問することが確認された。また、両外相は、昨年12月にソマリアで西人医師及び亜看護師が誘拐され、後に無事解放された事件において、両国が共同で働いたことをポジティブに評価した。

(3) モラティノス外相は、西政府が主催した「文明間の同盟フォーラム」を亜が常に支持していることについて、タイアナ外相に謝意を表明した他、15日の文明間の同盟第1回フォーラムにおける演説において、タイアナ外相が、「文明間の同盟」の枠組みの下、「ジェンダーに関する国際セミナー」を本年4月にブエノスアイレスにおいて開催することを発表したことについて、モラティノス外相は、地域において亜が担うリー

ダーシップを強調した。

6. ウルグアイ (Botnia 社紙パルプ工場問題)

(1) 国際NGOによるBotnia社紙パルプ工場の環境調査結果

(イ) 国際環境NGOグリーン・クロスは、ウルグアイ・フライベントス市に建設され、昨年11月10日に操業を開始したBotnia社紙パルプ工場が環境に与える影響を調査するため、昨年10月11日～11月30日の間、同工場から12キロ離れたウルグアイ河の亜側流域(エントレリオス州グアレグアイチュ市内)において、大気汚染調査を行った。

(ロ) グリーン・クロス亜支部は、工場の操業開始前の大気中の二酸化硫黄の濃度は、平均0.445141ppbであり、操業開始後の同濃度は、平均0.453425ppbであったとの調査結果を公表し、将来的に同工場が環境に影響を与えないと結論づけるには、今次調査期間は不十分ではあるとしつつも、「工場施設から排出される可能性のある危険な二酸化硫黄の大気中の濃度は、Botnia社の操業開始前後では、ほとんど変化が見られなかった」、「調査結果で得られた濃度値は、人体に害を及ぼすとするWHOの基準を大きく下回っている」旨結論づけた(注:WHOは最も厳しい世界基準として、大気中の二酸化硫黄の許容量を8ppbと規定している)。

(2) 国際NGOの環境調査結果に対する亜の反応

(イ) グリーン・クロスが公表した同環境調査結果に対し、亜グアレグアイチュ市の市民団体は、「汚染というのは、ゆっくりと段階的に進行することは知られているが、この種の工場全ては、結局は環境を害することになる」等述べ、同調査結果は時期尚早である等批判した。

(ロ) 21日、エントレリオ州政府の環境・厚生局長ルチアノは、グアレグアイチュの大気は、Botnia社が紙パルプを製造する過程で発出する汚染ガスにより何ら影響も受けなかったとする調査結果の公表は、Botnia社の有する悪いイメージを払拭するために、虚偽の概念を利用した性急で、馬鹿げたメディア戦略であると評し、グリーン・クロスの報告書に異議を呈した。

(3) 29日、亜政府は、ウルグアイが昨年11月に亜政府に相談することなく、Botnia社の紙パルプ工場に操業許可を与える等、再びウルグアイ河規約を違反したとして、ICJに対して改めて陳述書を提出した。

7. ボリビア

(1) 25日、モラレス・ボリビア大統領が亜を訪問し、大統領府において、フェルナンドス大統領と会談を行った。両大統領は、二国間関係、2006年に両国が署名したボリビアの対亜向け天然ガス輸出に関する合意の進捗状況、及びエネルギー取引の強化に向けて、亜・伯・ボリビア間で三国間会談を行う可能性等について話し合った。

(2) 会談後、両大統領は、北東ガスパイプライン建設事業の入札を目的とした亜・ボリビア天然ガス統合の合意に関する式典に参加した。北東ガスパイプラインの概要は以

下のとおり。

(イ) 全長1,465キロメートルで、本年7月に着工し、2009年10月に完成予定であり、投資額は、1,880百万ドルになる見込み。

(ロ) 完成すれば、サルタ州、フォルモサ州、チャコ州、コリエンテス州、ミシオネス州及びサンタフェ州に天然ガスを供給する予定。

(ハ) 25日、亜国営エネルギー会社(ENARSA)において、本件事業の入札が行われ、2月後半頃に落札業者が決定する見込み。

8. 要人往来

(1) 来訪

1月10日	ゼリコウIDB副総裁(ルストー経済相との会談)
1月15日	チョケワンカ・ボリビア外相
1月18日	ビジェガス・ボリビア炭化水素相(デビード公共事業相との会談等)
1月25日	モラレス・ボリビア大統領(フェルナンデス大統領との会談)

(2) 往訪

1月12-16日	コボス副大統領のグアテマラ訪問(大統領就任式への出席)
1月13-16日	タイアナ外相のスペイン訪問(「文明間での同盟フォーラム」への出席等)
1月18日	アリシア・キルチネル社会開発相のフランス訪問(ユネスコ「社会変容のマネージメント(MOST)プログラム第一回会合」への出席)
1月27-28日	タイアナ外相のコロンビア訪問(南米諸国連合外相会合への出席)